

# 第1部 特集「京都府環境施策の新たな潮流」

## 第1章 京都府地球温暖化対策条例の制定

### 1 地球温暖化対策推進の背景

近年、二酸化炭素などの**温室効果ガス\***が大気中に大量に排出されたことなどにより地球温暖化が進行し、異常気象や海面の上昇など、地球環境への深刻な影響が懸念されています。このため、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、4年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、その後、9年（1997年）12月に京都で開催された**地球温暖化防止京都会議（COP3）\***では、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「**京都議定書\***」が採択され、17年2月16日に発効しました。

これを受け、国では、17年4月に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた総合的な施策を展開しています。

また、府では、京都議定書誕生の地として、17年12月に、地球温暖化対策に絞った独立の条例として「府地球温暖化対策条例」を制定し、地球温暖化防止の取組を、これまで以上に、府民総参加の下で、総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

### 2 府地球温暖化対策条例の概要

#### ① 条例の特色

#### (1) 長期展望に立ちつつ、当面の削減目標を数値で明示

温室効果ガスの排出量が大幅に削減された社会を目指し、その第一歩として、2010年度までに1990年度比で温室効果ガスを10%削減する数値目標を設定（都道府県では全国初）

#### (2) 地球温暖化対策を総合的に推進

事業活動、建築物、緑化の推進、自動車交通、電気機器、自然エネルギー、森林整備など、幅広い地球温暖化対策を盛り込み、府内における地球温暖化防止の取組を総合的に推進

#### (3) 府の特性を活かした内容

- ・多様な地域性（大都市部と農山村）→ 府域の特性に応じた取組の強化  
大都市部＝**ヒートアイランド現象\*** → 屋上等の緑化の推進 等  
農山村＝豊かな森林資源 → 府民参加による森林の保全・整備、府内産木材の利用の促進等
- ・学生のウェイトが高い → 大学等による学生への環境生活指導
- ・観光客が多い → 観光旅行者を含めた**アイドリング・ストップ\***の義務化 等
- ・環境関連産業の集積 → 環境技術の研究開発・環境産業の育成、国際協力の推進
- ・府民の環境に関する意識が高い → 環境保全活動団体の役割の明記

#### (4) 府民の自主的な取組を支援

- ・積極的な取組を行う事業者、府民等を顕彰し、地球温暖化対策を促進
- ・大規模な事業者、建築物等に対して、排出量削減計画書や実績報告書の提出を求め、府が公表することにより、社会的評価を通じて自主的な取組を更に促進（勧告・公表制度は設けるが、罰則は設けない。）
- ・中核的支援組織である「地球温暖化防止活動推進センター」、地域の取組の推進役である「地球温暖化対策地域協議会」及び「地球温暖化防止活動推進員」の役割を条例で明確に位置付け、相互の連携・協働の取組を推進

## ②条例の主な内容

### ◎13分野での地球温暖化対策

1. 府による対策、2. 事業活動、3. 建築物、4. 緑化の推進、5. 自動車交通、6. 電気機器等、7. 自然エネルギー、8. 環境物品等の購入、9. 廃棄物の発生抑制、10. 環境教育及び環境学習の推進、11. 森林の保全・整備、12. 環境産業の育成、13. 国際協力の推進

### ◎主な内容

#### (1) 排出量削減計画書等の報告・公表制度

大規模な事業者や大規模な建築物を新築等しようとする者に、計画書及び実績報告書（完了届）等の提出を求め、府がその内容を公表

- ・大規模事業者 = 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減措置・削減目標
- ・大規模建築主 = ①建築物の断熱、省エネ設備・**新エネルギー\***設備（太陽光等）の導入等の削減措置  
②屋上及び敷地の緑化を図るための措置
- ・電気事業者 = 発電に伴う温室効果ガス排出量の削減措置・削減目標、自然エネルギーの利用増進措置・計画

#### (2) 屋上等の緑化

市街化区域のうち知事が市町村長と協議して定める地域（特定緑化地域）において、一定規模以上の敷地に建築物を新築等しようとする者は、建築物とその敷地の一定面積の緑化及びその維持管理

#### (3) アイドリング・ストップ（自動車等の駐車時又は停車時の原動機の停止）

- ・自動車運転者 = 遵守
- ・事業者 = 従業員に対する遵守指導
- ・駐車場設置者 = 利用者に対する周知

#### (4) 環境情報の提供

- ・自動車販売店 = 新車の購入者への環境情報の説明
- ・特定の電気機器等（当面、エアコン）の販売店 = 省エネ性能情報の店舗表示及び購入者への説明

#### (5) 人材認定制度

事業所等において地球温暖化対策を推進する者の選任・届出

- ・エコカーマイスター（大規模な自動車販売店における新車に係る環境情報の説明の推進者）
- ・エコドライブ推進員（大規模な事業所におけるエコドライブの推進者）
- ・省エネマイスター（大規模な家電等販売店における特定電気機器等の省エネ性能の表示・説明の推進者）

#### (6) 京都地球環境の日の制定

京都議定書発効日の2月16日を「京都地球環境の日」と定め、その前後に地球温暖化防止の取組を集中的に実施

### ③施行期日

18年4月1日。

ただし、(2)屋上等の緑化は19年4月1日、(5)人材認定制度は18年10月1日

図 1 - 1 府地球温暖化対策条例の概要

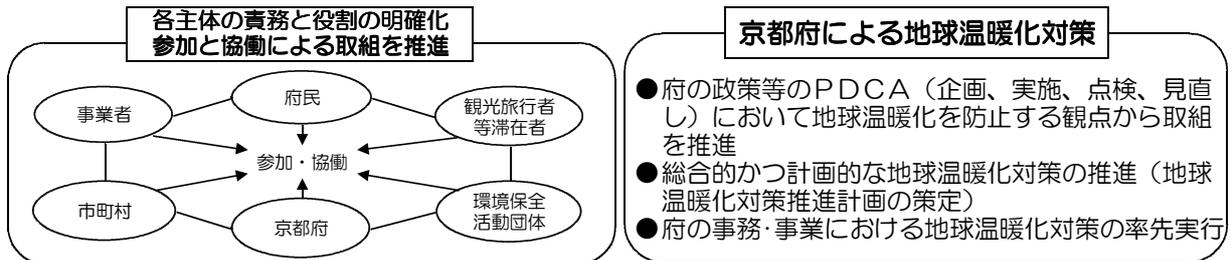
## 京都府地球温暖化対策条例の概要

### 条例制定の背景と目的

- 地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる私たちの使命。
- 私たち府民は、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極目的である気候の安定化に向けて、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現する第一歩として、2010年度（京都議定書の第一約束期間の中間年度）を目標年度とする地球温暖化対策に全力を挙げて取り組み、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意。
- 各主体の責務と役割を明らかにするとともに、参加と協働による取組を一層促進するための基本事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図るため条例を制定。

### 温室効果ガス削減目標

- 府内における温室効果ガスの総排出量について、2010（平成22）年度において、1990（平成2）年度に比べて10%削減を目指す。



### 地球温暖化対策（分野別）

<h4 style="text-align: center;">事業活動に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大規模事業者 ⇒ 事業者排出量削減計画書等の作成、提出、報告&lt;義務化&gt; 府 ⇒ 公表</li> <li>■ 事業者 ⇒ 環境マネジメントシステムの導入、環境報告書等の公表&lt;努力義務&gt; 他</li> </ul>	<h4 style="text-align: center;">自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電気事業者 ⇒ 電気事業者排出量削減計画書等の作成、提出、報告&lt;義務化&gt; 府 ⇒ 公表</li> <li>■ 府民、事業者 ⇒ 自然エネルギーの優先利用&lt;努力義務&gt;</li> </ul>
<h4 style="text-align: center;">建築物に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大規模建築物 ⇒ 特定建築物排出量削減計画書等の作成、提出、届出&lt;義務化&gt; 府 ⇒ 公表</li> <li>■ 府民、事業者 ⇒ 建築物の環境性能の向上&lt;努力義務&gt;</li> </ul>	<h4 style="text-align: center;">緑化の推進に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大規模建築物(敷地) ⇒ 緑化、緑化計画書の作成、提出、届出&lt;義務化&gt;</li> <li>■ 事業者、府民 ⇒ 建築物及びその敷地の緑化&lt;努力義務&gt; 他</li> </ul>
<h4 style="text-align: center;">自動車交通に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 運転者(徹底)、事業者(遵守指導)、大規模駐車場(周知徹底) ⇒ アイドリングストップ&lt;義務化&gt;</li> <li>■ 自動車販売事業者 ⇒ 自動車環境情報の説明&lt;義務化&gt;</li> <li>■ 大規模自動車販売事業者 ⇒ 自動車環境情報説明推進者(エコカーマイスター)の設置&lt;義務化&gt;</li> <li>■ 大規模自動車管理者 ⇒ エコドライブ推進員の設置&lt;義務化&gt;</li> <li>■ 府民、事業者 ⇒ 自動車の使用抑制、エコドライブの推進、低公害車の購入、使用&lt;努力義務&gt; 他</li> </ul>	<h4 style="text-align: center;">電気機器等に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家電販売事業者等 ⇒ 省エネ性能の表示・説明&lt;義務化&gt;</li> <li>■ 大規模家電販売事業者 ⇒ 省エネルギー性能説明推進者(省エネマイスター)の設置&lt;義務化&gt;</li> <li>■ 府民、事業者 ⇒ 省エネルギー型電気機器等の優先使用(購入)&lt;努力義務&gt; 他</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境物品等の購入等の促進</li> <li>■ 廃棄物の発生抑制等</li> <li>■ 環境教育・環境学習の推進</li> <li>■ 森林の保全・整備等</li> <li>■ 環境産業の育成等</li> <li>■ 国際協力の推進</li> </ul>	

#### 推進体制の整備

- 京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会の役割の明確化、参加・協働による取組の推進

#### 条例の実効性確保

- 地球温暖化対策の積極的な取組に対する顕彰
- 地球温暖化対策の推進に必要な指導及び助言
- 違反者に対する勧告や氏名の公表

#### ● 条例の見直し

目標年度である2010年度に向けて適時に見直し。

#### ● 条例の施行期日

平成18年4月1日（一部を除く。）

### 3 地球温暖化対策プランの策定

府では、有識者・関係団体・環境NGO\*等による「地球温暖化対策プラン検討会議」を設け、「京と地球の共生計画—地球温暖化対策推進版—」を基礎に、当面府が重点的に取り組んでいく施策等を取りまとめた「地球温暖化対策プラン」を策定し、府地球温暖化防止活動推進センターの設立などの具体的な取組を進めてきました。

17年12月には、地球温暖化対策条例の制定を踏まえた新たな施策を盛り込んだプランの改訂を行いました。今後は、新たなプランや条例等に基づき、府民総参加による取組を推進し、京都議定書誕生の地にふさわしい先駆的・先導的な役割を果たしていくこととしています。

表1-1 地球温暖化対策プランに基づく施策の実施状況

分野	主な施策
府民や事業者等の役割に応じた具体的・継続的行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模事業所等の排出量等の報告・公表制度の検討、省エネラベルの貼付義務等は条例に規定</li> <li>○「環の公共事業行動計画」は16年度にガイドラインを作成し、7月から関係部局で運用開始</li> <li>○ウッドマイレージCO2認証の実施・普及</li> <li>○府庁納入業者等へのエコドライブ宣言、環境にやさしい配送宣言制度への参加呼びかけ</li> </ul>
自然エネルギー等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府民参加型自然エネルギー普及促進事業（地域の自然エネルギー導入企画支援及び設備導入費補助）</li> <li>○京都エコエネルギープロジェクト推進（新エネルギーの電力需給システムの実証研究）</li> <li>○風プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・うみかぜ風力エネルギー普及モデル支援事業（丹後地域の民間施設、公共施設の風力発電施設設置に対する補助）</li> <li>・きょうと・みんなの風車プロジェクト事業（府民等の出資による大型風力発電施設の設置・運営の検討）</li> </ul> </li> </ul>
地域の取組を支える推進体制及びネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京と地球の共生推進事業（相談窓口の常設、学校や地域での温暖化学習・研修の実施等地域活動の支援。推進員の増員（168名））</li> <li>○府民参加型自然エネルギー普及促進事業等を通じた地域協議会設置促進</li> <li>○教育委員会と連携した初任者教員への温暖化研修の実施</li> </ul>
森・緑の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中国陝西省における植樹協力事業（募金等による資金協力、研修生の受入、ボランティアツアーの実施）</li> <li>○「緑の公共事業アクションプラン」、「環の公共事業行動計画」、屋上緑化等の推進の実施</li> </ul>
総合的・体系的な地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化対策促進検討調査事業（条例検討に向けた調査、地域別温室効果ガス排出量の算出、地域削減計画マニュアルの策定）</li> </ul>
その他14年度策定プランに基づく事業推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エコファミリー推進事業（インターネット環境家計簿の運用。エコファミリー認定事業の実施。エコ親子認定事業の実施）</li> <li>○地域協議会の設立促進のための連絡会議の開催</li> <li>○府の施設への自然エネルギー発電施設の導入</li> <li>○「環境にやさしい物流を考える会」の設置</li> <li>○「環境にやさしい配送宣言」、「エコドライブ宣言」制度の創設</li> <li>○「屋上緑化研究会」等による普及方策の検討</li> <li>○民間施設での府民参加型屋上<b>ビオトープ</b>*モデル事業の実施</li> <li>○府庁舎の屋上緑化に向けた「緑の府庁づくりコンテスト」の実施</li> </ul>

図 1 - 2 地球温暖化対策プラン（17年度版）の重点施策の一覧

**仕組みづくり**

<p><b>事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業活動に伴う温室効果ガスの削減、森林整備、グリーン調達等の取組の促進（評価、公表、顕彰、助成等の制度検討）</li> <li>■ 産学公連携による自然エネルギーの共同研究の実施</li> </ul>	<p><b>建築物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の省エネ性能表示制度の検討</li> <li>■ 環境性能の高い建築物や府内産材の住宅に対する融資制度等の充実</li> <li>■ 屋上等の緑化や自然エネルギー導入に対する優遇制度の創設</li> </ul>
<p><b>省エネ機器、自動車等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 省エネ機器やエコ製品の普及</li> <li>■ 環境負荷の少ない自動車の導入促進</li> </ul>	<p><b>地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域協議会の設立促進と地域での取組に対する活動助成</li> <li>■ 自然エネルギー施設の設置促進 光のプロジェクト、府民参加型自然エネルギー普及促進事業、バイオマスマスタープラン取組、京都エコエネルギープロジェクト、風のプロジェクト</li> <li>■ 府民参加型自然エネルギー施設の設置促進に向けた支援制度の充実</li> </ul>
<p><b>府域全体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地球温暖化対策推進計画（京と地球の共生計画）の改訂</li> <li>■ 「環の公共事業行動計画」「緑の公共事業アクションプラン」の推進</li> <li>■ 府の庁舎等への自然エネルギー設備の導入、屋上等の緑化の促進などの率先垂範</li> <li>■ 府の物品調達等における EMS 導入事業者等の優遇措置の検討</li> </ul>	

**人づくり**

<p><b>地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地球温暖化防止活動推進員の育成</li> <li>■ 環境教育・環境学習を進める教員研修の実施</li> </ul>
<p><b>自動車</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「自動車環境情報説明推進者」の認証制度の創設及び人材の育成</li> <li>■ 「エコドライブ推進者」の認証制度の創設及び人材の育成</li> </ul>
<p><b>省エネ機器等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「電気機器等省エネルギー性能説明推進者」の認証制度の創設及び人材の育成</li> </ul>

**意識づくり**

<p><b>府民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境家計簿等の普及</li> <li>■ 家庭での取組を推進する様々な講習会等の実施</li> </ul>
<p><b>企業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ EMSの導入支援及び物品調達等におけるEMS導入事業者等の優遇措置の検討</li> <li>■ 中小企業を対象とした省エネ診断の支援</li> </ul>
<p><b>地域、家庭等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「環境まなびの環プラン(仮称)」の策定</li> <li>■ 学校、家庭、地域が連携して行う環境教育の推進</li> <li>■ センターや推進員の活動支援の充実</li> <li>■ 自動車の使用抑制等を促す取組の充実</li> <li>■ 環境情報の発信、普及啓発資材の作成</li> <li>■ 各メディアを活用した普及啓発の徹底</li> </ul>

#### 4 施策の推進を担う機関

施策の推進に当たっては、府が直接実施すべきものなどを除き、地球温暖化防止活動推進センターが中心となり、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、府民、事業者、環境NGO、市町村等と役割を分担しながら、連携して地域における温暖化防止の取組を積極的に進めています。

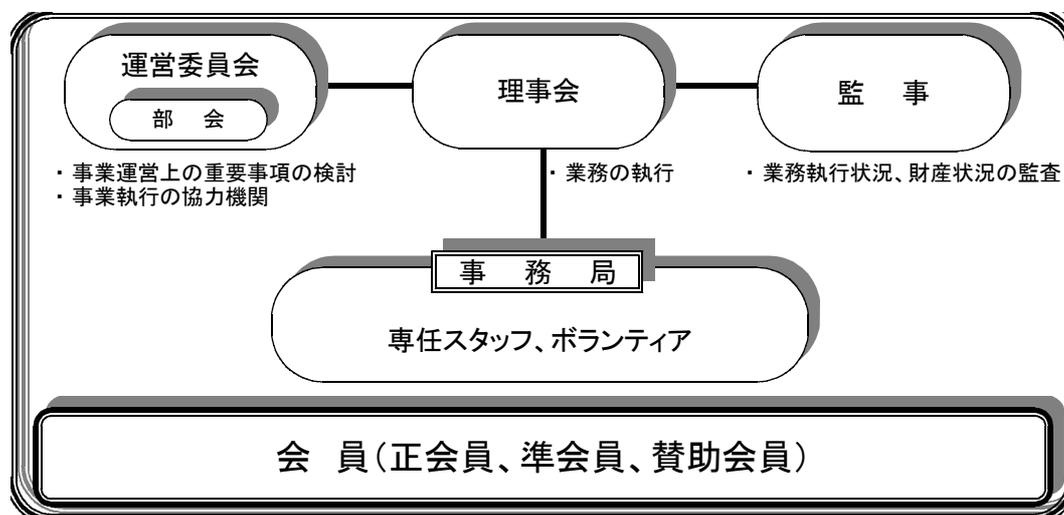
##### ①府地球温暖化防止活動推進センター

府のセンター指定は全国で18番目ですが、センター指定を目指して新たに設立された**NPO\***法人を指定したのは、全国で初めてです。

表1-2 府地球温暖化防止活動推進センターに指定した法人の概要（18年1月末現在）

項目	内容																				
法人名	特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議																				
所在地	京都市中京区柳馬場二条上る六丁目284番4																				
目的 (定款記載事項)	地球温暖化に関する情報を収集し、府民等に対して提供するなどの普及啓発を行うとともに、様々な活動主体や地域が行う温暖化防止の取組を支援し、あるいは連携・協働して取組を推進することにより、京都府内における地球温暖化防止活動の自主的展開を促進する。																				
事業 (定款記載事項)	(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動 (2) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動の支援及び活動への参画 (3) 地球温暖化対策についての相談・助言活動 (4) 地球温暖化対策についての調査・研究活動 (5) 調査研究の結果や収集した情報の提供活動 (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業																				
社員	環境団体、府民団体、事業者団体等の103名（団体・個人）																				
役員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>郡 篤 孝</td> <td>(同志社大学教授)</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>浅岡 美恵</td> <td>(気候ネットワーク代表)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">理事長</td> <td>栗田 澄子</td> <td>(京都府連合婦人会副会長)</td> </tr> <tr> <td>浅井 利彦</td> <td>(京都工業会専務理事)</td> </tr> <tr> <td>中川 恵次</td> <td>(京都府商工会議所連合会副会長)</td> </tr> <tr> <td>宗田 好史</td> <td>(京都府立大学助教授)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監事</td> <td>原 強</td> <td>(コンシューマーズ京都理事長)</td> </tr> <tr> <td>山内 利男</td> <td>(地球温暖化防止活動推進員)</td> </tr> </tbody> </table>	理事長	郡 篤 孝	(同志社大学教授)	副理事長	浅岡 美恵	(気候ネットワーク代表)	理事長	栗田 澄子	(京都府連合婦人会副会長)	浅井 利彦	(京都工業会専務理事)	中川 恵次	(京都府商工会議所連合会副会長)	宗田 好史	(京都府立大学助教授)	監事	原 強	(コンシューマーズ京都理事長)	山内 利男	(地球温暖化防止活動推進員)
理事長	郡 篤 孝	(同志社大学教授)																			
副理事長	浅岡 美恵	(気候ネットワーク代表)																			
理事長	栗田 澄子	(京都府連合婦人会副会長)																			
	浅井 利彦	(京都工業会専務理事)																			
	中川 恵次	(京都府商工会議所連合会副会長)																			
	宗田 好史	(京都府立大学助教授)																			
監事	原 強	(コンシューマーズ京都理事長)																			
	山内 利男	(地球温暖化防止活動推進員)																			
運営委員会	○ 事業運営上の重要な事項について検討等を行うため、役員とは別に運営委員を設置 ○ 運営委員は26名（府内の各界各層から幅広く人選）																				

図1-3 府地球温暖化防止活動推進センターの組織体制



②府地球温暖化防止活動推進員

表 1－3 府地球温暖化防止活動推進員の概要

項 目	内 容
推進員の要件	① 満18歳以上で府内に在住、在勤又は在学の方 ② 地球温暖化防止活動に対して熱意と識見があり、自主的活動が行える方
推進員の人数	168名（18年1月末現在）
推進員の役割	府、市町村及び府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践することをはじめ、府民と地域の要請等に応じ、きめ細やかな普及・啓発活動を行うなど、ボランティアとして、府民が地球温暖化防止の実践活動に取り組めるように先導していく。
委 嘱 期 間	19年3月31日まで